

山梨県の防災体制



1

国・県・市町村の3層構造

(国)

非常災害
対策本部

中央
防災会議

防災基本計画

(県)

県災害対策本部

県防災会議

県地域防災計画

(市町村)



市町村



災害対策本部



市町村



防災会議

市町村



地域防災計画

「県の防災上の役割」

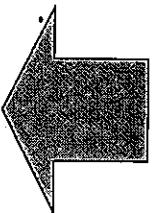
(災害対策に関わる機関)

- ・ 県庁内各部局、地域・県民センター
- ・ 国の各省庁
- ・ 山梨県以外の都道府県
- ・ 市町村
- ・ 指定地方行政機関
- ・ 指定公共機関・指定地方公共機関
- ・ その他防災関係機関

“総合調整役” → 「体制づくり」

山梨県地域防災計画

- ◆ 本編
(予防・応急対策・復旧・復興)
- ◆ 資料編 I
- ◆ 資料編 II



山梨県の防災対策の骨子

県災害対策本部

設置根拠

- ・災害対策基本法第23条
- ・山梨県災害対策本部条例
- ・山梨県災害対策本部活動要領

設置基準

次の場合、知事が設置する。

- 1 災害救助法による救助を必要とする場合で、なお、防災の推進を図る必要があると認める場合
- 2 災害が広範囲にわたり災害応急対策を必要とする場合
- 3 震度6弱以上の地震が発生したとき
- 4 富士山に噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき

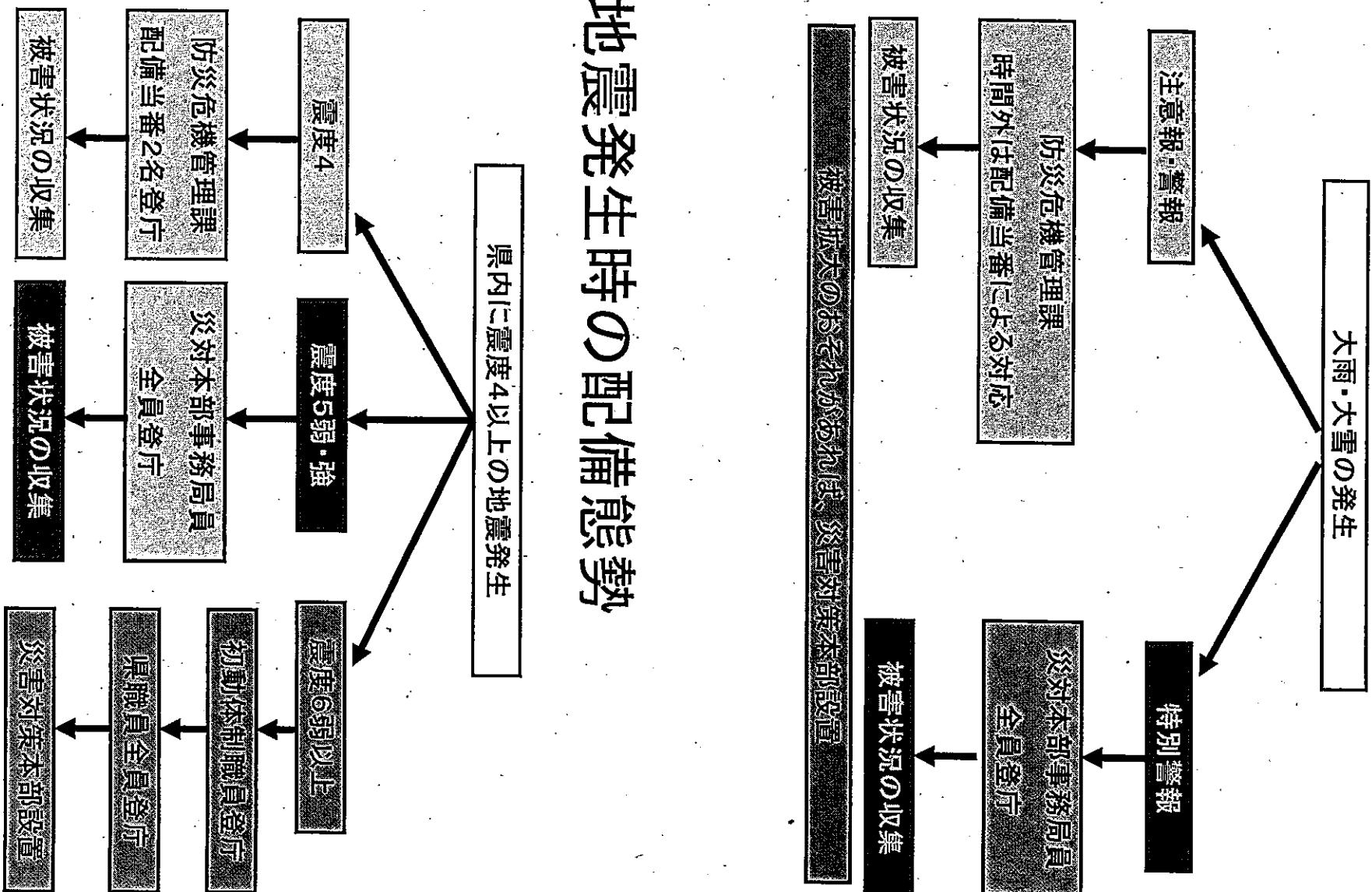
◆活動内容

山梨県防災会議と緊密な連絡をとつて、山梨県地域防災計画の定めるところに従い災害予防及び災害応急対策の実施

(具体的には)

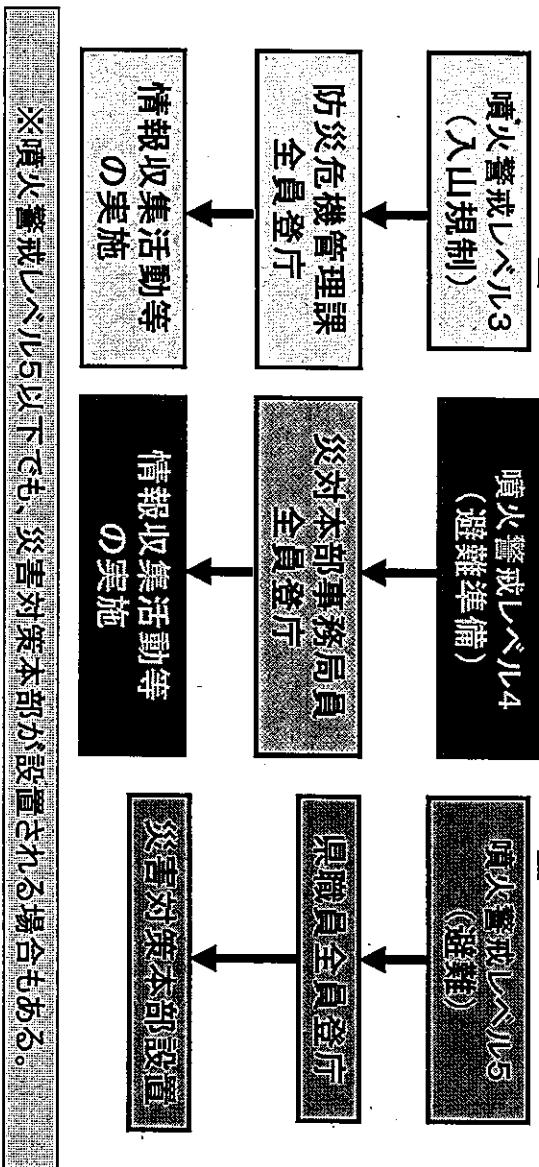
- ・山梨県災害対策本部活動要領
- ・県庁各課、地域県民センター等が応急対策等を実施
- ・本庁では事務局組織、地域県民センターでは総務担当が事務を処理(調整、取りまとめ、確認)

大雨・大雪の配備態勢



噴火警報発表時の配備態勢

富士山に噴火警報発表



山梨県地震災害警戒本部

◆ 設置根拠

- ・大規模地震対策特別措置法第16条

- ・山梨県地震災害警戒本部条例
- ・山梨県地震災害警戒本部活動要領

● 設置基準

- ・東海地震の警戒宣言が発せられたとき

県体制は、事務局組織を含め、災害対策本部と同じ

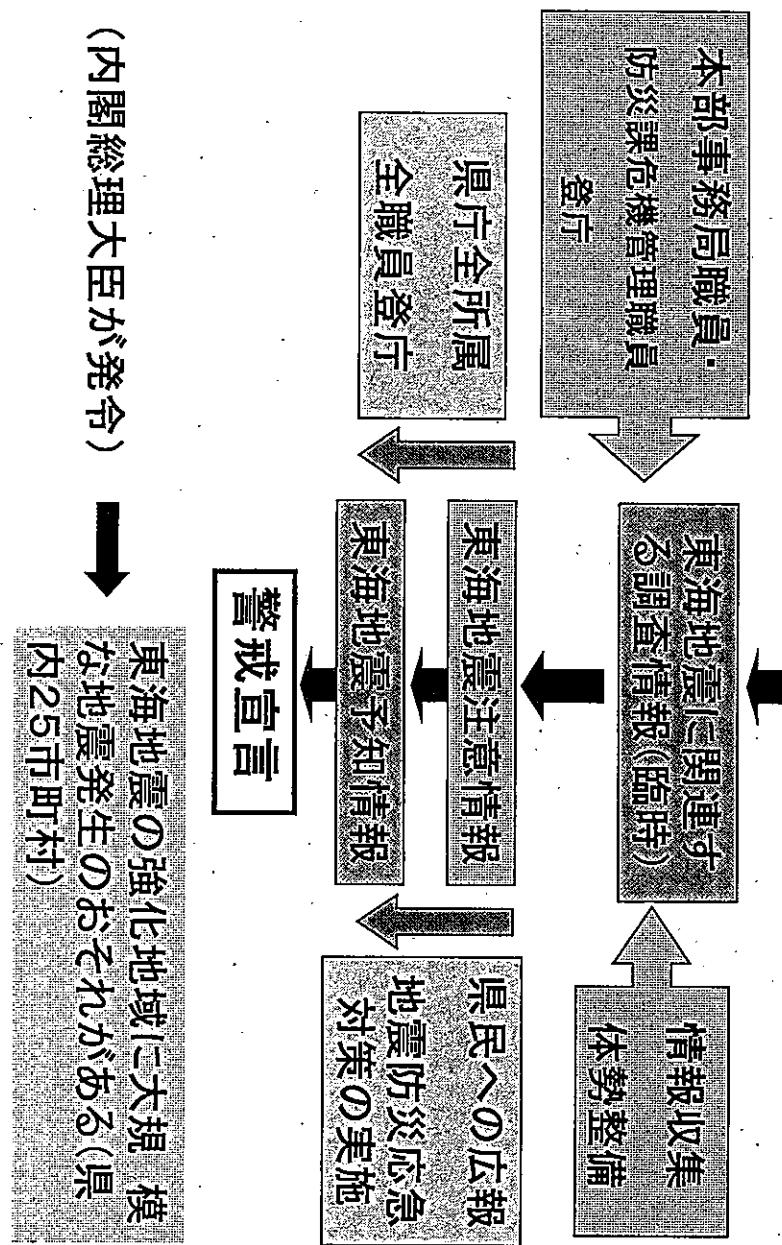
知事を本部長として、県各部長等、県警本部長、外部防災関係機関が一堂に集まり、本県の地震防災応急対策を協議、確認する。

<地震災害警戒本部の事務>

- * 地震予知に関する情報等の国からの収集、及び市町村、防災関係機関への伝達
- * 市町村、防災関係機関等の地震防災応急対策情報の収集、及び国への報告
- * 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受け入れ体制の確保
- * 食糧、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や、関係業者等への要請
- * 火災防止等への住民への広報
- * 県内における応急対策の総合調整及び推進

<東海地震関連情報の配備態勢>

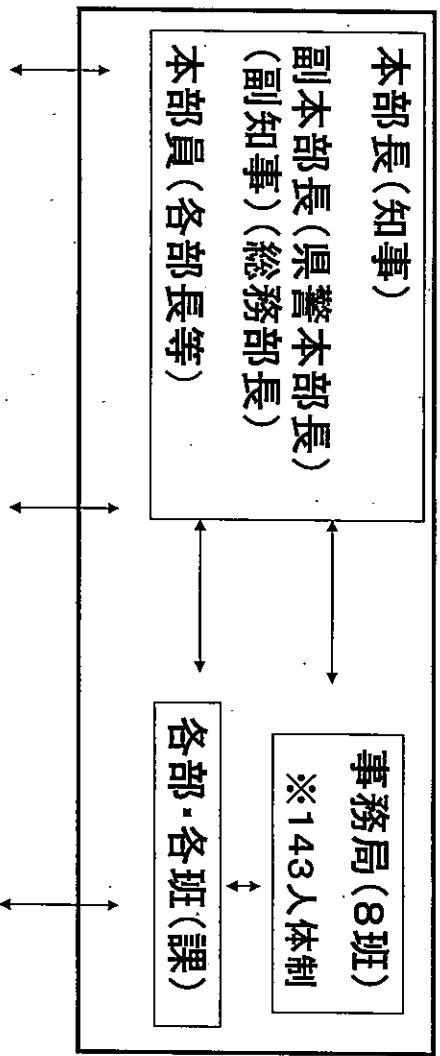
観測データの異常観測



(内閣総理大臣が発令) →

東海地震の強化地域に大規模な地震発生のおそれがある(県内25市町村)

山梨県災害対策本部体制図



| 災害対策本部事務局各班の役割 | |
|----------------|--|
| 総合調整班 | 緊急情報収集の情報収集、災害対応に係る総合調整、指揮統括 本部員(部長)との連絡体制の確立、部員の被災・多難状況の把握、 本部員可能な職員の把握 等 |
| 情報収集班 | 災害状況・被災状況の把握、防災関係機関からの被害状況等の把握、 国、市町村、消防本部、防災関係機関からの被害状況等の把握 等 |
| 通信班 | 情報収集手段の確保 地震気象情報の受領、伝達 等 |
| 報道班 | 報道機関の被災状況の把握 広報資料作成 等 |
| 県民相談班 | 県民相談センターの監視 相談、問い合わせ処理 等 |
| 物資調達班 | 物資調達協定企業との連絡体制の確保 物資の調達、引渡しによる調整 等 |
| 避難輸送対策班 | 交通手段の被災状況の把握 緊急輸送道路の確保 等 |
| 建築物・廃棄物対策班 | 建築物の被災元用・損傷状況の把握 応急仮設住宅の建設検討、建設予定期の選定 等 |